

用語説明一覧

あ

【愛知障害者職業センター（地域障害者職業センター）】

障害のある人の雇用を図るため、ハローワーク等と密接な連携を取りながら、障害のある人と事業主に対する職業リハビリテーションを実施しています。

い

【意思疎通支援事業】

障害のある人とない人の意思疎通を支援するため、平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法において、意思疎通の支援を行う者の派遣や養成等を行う制度として「意思疎通支援」が規定されました。意思疎通を支援するための手段としては、聴覚障害者への手話通訳や要約筆記、盲ろう者への触手話や指点字等、視覚障害者への代読や代筆、知的障害や発達障害のある人とのコミュニケーション、重度の身体障害者に対するコミュニケーションボードによる意思の伝達などがあります。

え

【NPO】

広義には、民間非営利組織を意味し、公益法人、社会福祉法人、学校法人等の法人格を有する団体のみでなく、ボランティア団体など法人格をもたない団体も含まれます。なお、狭義には、特定非営利活動促進法により、法人格を取得したボランティア団体を始めとする民間非営利団体のことを言います。

お

【オストメイト】

大腸やぼうこうなどの病気治療のため外科手術により人工肛門や人工ぼうこうとなられた人のことです。

き

【基幹相談支援センター】

市町村が設置する地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、相談機能、権利擁護・虐待防止、地域移行支援・地域定着支援等の役割を持つものです。

【協議会（障害者自立支援協議会）】

相談支援事業を始めとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として地方公共団体が設置します（障害者総合支援法に基づく努力義務）。なお、「自立支援協議会」という名称は、現在は法に規定されたものではなく、地方自治体における固有名称となっています。

【共同生活援助】

地域において共同生活を営むのに支障のない障害のある人に対して、主として夜間において共同生活を営む住居で相談や入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。一般的にはグループホームと呼ばれています。

【居宅介護】

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。ホームヘルプサービスと呼ばれています。

け

【計画相談支援】

障害のある人の自立した生活を支え、障害のある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するサービスです。

こ

【高次脳機能障害】

頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害が生じ、これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難となる障害のことです。

【高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業】

名古屋市総合リハビリテーションセンターを本県の高次脳機能障害者への支援拠点とし、高次脳機能障害及びその関連障害に対する専門的な相談支援や、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害に関する研修等を行い、高次脳機能障害及びその関連障害に対して適切な支援が提供される体制を整備することを目指した事業です。

【行動援護】

自己判断能力が制限されている障害のある人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護などを行うサービスです。

さ

【サテライト型住居】

一人で暮らしたいという障害のある人のニーズに応えるため、平成26年4月から創設されました。

本体のグループホーム住居から概ね20分以内で移動することが可能な距離にサテライト型住居をグループホームの運営事業者が確保し、本体のグループホーム住居とサテライト型住居の入居者が、日常的に相互に交流を図ることができるように、事業者は必要な支援を行います。

早期（原則3年以内）に一般住宅等への移行が可能であると見込まれる障害のある人が、サテライト型住居を利用できます。

【サービス等利用計画作成】

障害者（児）の自立した生活を支え、障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、指定相談支援事業者が、計画的なプログラムの作成等の支援を行うサービスです。

し

【施設入所支援】

施設に入所している障害のある人に、主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等を提供する

サービス。対象者は、平日の日中は、日中活動のサービスを利用します。

【視聴覚障害者情報提供施設】

無料または低額な料金で、点字刊行物や視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物等の製作を行ったり、利用に供するとともに、点訳若しくは手話通訳等を行う者の養成・派遣、点字刊行物等の普及促進、視聴覚障害者に対する情報機器の貸出しや、相談等を行う施設を指します。点字図書館、点字出版施設および聴覚障害者情報提供施設があります。

【児童発達支援】

身近な地域の障害児支援の専門施設（事業）として、未就学の障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練や相談など、通所による指導訓練等を行います。

【児童発達支援センター】

「児童発達支援」としての指導訓練等のほかに、地域の障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育支援施設としての機能を持つ施設を指します。

なお、児童発達支援センターには、「福祉型」と「医療型」があり、「医療型児童発達支援センター」は、肢体不自由児や重症心身障害児に対し、必要な知識技能の付与等のほか、治療を行います。

【就労移行支援】

一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

【就労継続支援（A型）】

一般企業等での就労が困難な障害のある人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。事業所内において雇用契約に基づいて就労の機会を提供するものです。

【就労継続支援（B型）】

一般企業等での就労が困難な障害のある人や、一定の年齢に達している障害のある人に一定の賃金水準のもとで、働く場や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上・維持を図るサービス。雇用契約は結びません。

【住宅入居支援等事業】

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援する事業（居住サポート事業）です。

【重度障害者等包括支援】

介護の必要性がとて高い障害のある人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行うサービスです。

【重度訪問介護】

重度の肢体不自由者若しくは重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする障害のある人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービスです。

【障害者虐待防止法】

正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」であり、平成23年6月24日に公布され、平成24年10月1日に施行されました。法律では、障害者虐待を、①養護者、②福祉施設従事者等、③使用者によるものと3つに分類し、i 身体的虐待、ii 性的虐待、iii 心理的虐待、iv ネグレクト、v 経済的虐待の5つの類型に規定しているほか、何人も虐待をしてはならないこと、虐待の防止に係る国及び地方公共団体の責務、虐待を発見した人の通報義務、対応の窓口となる「市町村障害者虐待防止センター」「都道府県障害者権利擁護センター」の設置などが規定されています。

【障害者権利条約】

正式名称は「障害者の権利に関する条約」であり、国は平成26年1月20日に批准し、条約の効力は平成26年2月19日に発生しました。条約では、障害のある人の人権や基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む）の禁止など、障害のある人の権利を実現するための措置などが規定されています。

【障害者差別解消法】

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」であり、平成25年6月26日に公布され、平成28年4月1日に施行されます。法律では、差別を解消するための措置として差別的取扱いの禁止（国・地方公共団体等・民間事業者：法的義務）や合理的配慮の不提供の禁止（国・地方公共団体等：法的義務／民間事業者：努力義務）及び差別を解消するための支援措置として啓発活動などが規定されています。

【障害者支援施設】

障害のある人に対して、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の障害福祉サービスを行う施設です。

【障害者試行雇用事業】

障害のある人を試行雇用（トライアル雇用）の形で受け入れてもらうことにより、事業主に対して障害者雇用についての理解を促し、常用雇用への移行を進めることを目的としたもので、原則3か月の期間で、公共職業安定所が窓口となります。

【障害者就業・生活支援センター】

就業面・生活面からの一体的な支援（就業・生活両面にわたる相談・助言、職業準備訓練・職場実習のあっせん、関係機関との連絡調整）を行うことにより、その雇用の促進及び職業の安定を図る機関であり、都道府県知事はその指定を行っています。

【障害者職業能力開発施設】

就職を希望する障害のある人が自己の能力に適応する職種について、必要な知識と技能を習得することにより、就職及び自立を容易にし、社会で活躍できるよう援助するための施設です。

【障害者総合支援法】

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」であり、平成26年6月27日に公布され、平成25年4月1日（一部は平成26年4月1日）に施行されました。法律では、障害者基本法の改正を踏まえて法律の基本理念を新たに規定するとともに、①障害者の範囲に難病を追加、②「障害程度区分」に代わる「障害支援区分」を創設、③重度訪問介護の対象を知的障害・精神障害に拡大、④ケアホームのグループホームへの一元化、⑤地域生活支援事業の必須事業として意思疎通支援を行う者の養成研修などが規定されています。

【障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業】

障害のある人が居住する地域で、多様な委託先を活用した職業訓練を実施し、障害のある人の雇用の促進を目指すもので、一般就労への移行支援に取り組んでいる社会福祉法人等に委託して、就職の促進を図っています。

【障害児入所施設】

障害児に対して、障害の特性に応じて、保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行う入所施設です。

なお、障害児入所施設には、「福祉型」と「医療型」があり、「医療型障害児入所施設」は肢体不自由児や重症心身障害児、自閉症児に対し、必要な知識技能の付与等のほか、治療を行う施設を指します。

【障害福祉サービス】

障害者総合支援法においては、個別給付としての自立支援給付に係る諸サービスを示す用語として使われ、具体的には、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を指します。

【障害保健福祉圏域】

市町村の範囲を越えた障害者施策の広域的な実施や、障害者施設の地域バランスを考慮した配置を進めるため設定した区域。本県においては2次医療圏や老人保健福祉圏域と同じ12圏域としています。

【職業適応援助者】

一般に「ジョブコーチ」と呼ばれ、障害のある人と一緒に職場に入り、障害のある人が一人で作業できるよう作業遂行上の支援をしたり、安定した職業生活が送れるよう支援を行う人のことです。必要に応じて、事業所や家族に対しても提案・助言を行い、障害のある人・事業所・家族の架け橋となるような支援を行っています。平成17年10月から地域障害者職業センターにおいてジョブコーチを配置して支援を実施するとともに、就労支援ノウハウを有する社会福祉法人等や事業主が自らジョブコーチを配置し、ジョブコーチ助成金を活用して支援ができるようになりました。

【自立訓練（機能訓練）】

身体障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

【自立訓練（生活訓練）】

知的障害者又は精神障害者に対し、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期

間、日常の生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

せ

【生活介護】

常に介護を必要とする障害のある人に、主に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行うサービスです。

【成年後見制度】

家庭裁判所で選任された成年後見人や保佐人等が、精神上的障害により判断能力が十分でない人を保護するため、その人の身の回りに配慮した財産管理等を行います。

そ

【相談支援事業】

相談支援事業は基本相談支援（障害児（者）及び保護者からの相談、情報提供、連絡調整）、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）、計画相談支援（サービス等利用計画を作成し、事業者などとの連絡調整）を行う事業となっています。

【相談支援従事者研修】

地域の相談支援体制の充実を図るため、障害のある人等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなどにより、相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする研修です。

た

【短期入所】

自宅で介護する人が病気の場合などに、障害のある人等が短期間、夜間も含め、施設へ入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を受けるサービスです。

ち

【地域移行支援】

住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整などを行うサービスです。

【地域生活支援事業】

地域の実情に応じて柔軟に行われることが望ましい事業として、相談支援、移動支援、日常生活用具、手話通訳等の派遣、地域活動支援センター等の事業が地域生活支援事業として法定化されました。都道府県及び市町村が柔軟に事業を展開できるようになっています。

【地域定着支援】

常時の連絡体制を確保し、障害の特性を原因として生じた緊急の事態等の相談などを行うサービスです。

と

【同行援護】

視覚障害により移動が著しく困難な障害のある人の外出時に必要な代筆・代読を含む視覚

的情報の支援や移動の援護等を行うサービスです。

【特別支援学校】

本県では、視覚障害者、聴覚障害者に対する教育を主として行う学校としてそれぞれ盲学校、ろう学校を、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に対する教育を主として行う学校として知肢病特別支援学校を設置しています。

の

【ノーマライゼーション】

障害のある人や高齢者など社会的に不利を負う人々を包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方で、障害者施策の根本理念です。

は

【発達障害者支援センター運営事業】

自閉症等の発達障害を有する障害児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として心身障害者コロニーに「あいち発達障害者支援センター」を設置しており、相談対応、療育・就労支援や、情報提供、施設職員等への研修、関係機関・団体との連絡調整を実施し、発達障害児（者）及びその家族の福祉の向上を目指した事業です。

ふ

【福祉サービス第三者評価事業】

第三者評価機関が、福祉サービスの質を公正・適切に評価する体制作りを推進することにより、利用者の適切なサービス選択に資する情報提供及び福祉サービスの質の向上を目指す事業であり、具体的には、「愛知県福祉サービス第三者評価推進センター」を愛知県社会福祉協議会内に設置し、①第三者評価機関の認証の審査、②第三者評価基準の策定、③評価調査者養成研修を実施しています。

【福祉人材無料職業紹介事業】

福祉に関する人材の登録（求人・求職者）、職業紹介、情報提供等を行います。

【福祉ホーム】

住居を求めている障害のある人に、低額な料金で居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与するところです。

ほ

【保育所等訪問支援】

保育所等を現在利用中の障害児又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等を訪問して支援することにより、保育所等の安定した利用を促進するための事業です。

【放課後等デイサービス】

学校通学中（幼稚園、大学等を除く）の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するための通所事業所です。

【法定雇用率達成企業】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害のある人の雇用を達成した民間企業です。

も

【盲ろう者】

目（視覚）と耳（聴覚）の両方に障害がある人のことを言います。盲ろう者のコミュニケーション方法は、視覚及び聴覚の障害の程度や生育歴、他の障害との重複の仕方等によって様々であり、主には触手話や指文字、指点字、手書き文字などがあります。

り

【療養介護】

医療と常時介護を必要とする障害のある人に、主として昼間において病院で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。療養介護のうち、医療に係るものは、療養介護医療となります。

参考資料

<資料 1>

◆第 4 期愛知県障害福祉計画 策定経過

年 月 日	策 定 経 過
平成 26 年 7 月 10 日	第 1 回第 4 期愛知県障害福祉計画策定ワーキンググループ
平成 26 年 7 月 31 日	平成 26 年度第 1 回愛知県障害者施策審議会
平成 26 年 9 月 26 日	第 2 回第 4 期愛知県障害福祉計画策定ワーキンググループ
平成 26 年 10 月 9 日	平成 26 年度第 1 回愛知県障害者自立支援協議会
平成 26 年 11 月 7 日 ～11 月 28 日	第 4 期障害福祉計画の数値目標・サービス見込量等の市町村 意見聴取
平成 26 年 12 月 11 日	第 3 回第 4 期愛知県障害福祉計画策定ワーキンググループ
平成 26 年 12 月 22 日	平成 26 年度第 2 回愛知県障害者施策審議会
平成 27 年 1 月 21 日 ～2 月 20 日	第 4 期愛知県障害福祉計画（案）に対する県民意見提出制度 （パブリック・コメント制度）
平成 27 年 2 月 5 日	平成 26 年度第 2 回愛知県障害者自立支援協議会
平成 27 年 3 月 19 日	平成 26 年度第 3 回愛知県障害者施策審議会

<資料 2>

◆愛知県障害者施策審議会

1. 設置年月日

昭和 47 年 3 月 29 日

2. 設置の根拠

障害者基本法第 36 条

3. 設置の目的

障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議するとともに、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視するために設置された審議会

4. 委員名簿（平成 26 年 7 月 25 日現在）

（委員定数 20 名、敬称略、50 音順、◎は会長、※はワーキンググループ）

氏 名	所 属
※荒木 登喜子	愛知県知的障害者育成会副会長
井上 雄裕	愛知県精神障害者家族会連合会
※宇佐美 崇法	会社員
岡田 ひろみ	愛知県自閉症協会・つぼみの会副理事長
※加賀 時男	愛知県身体障害者福祉団体連合会会長
※河口 尚子	立命館大学生存学研究センター客員研究員障害学会理事
※川崎 純夫	愛知県社会福祉協議会心身障害ホーム部会副部会長
小樋 友里恵	愛知県知的障害者育成会
※園田 大昭	愛知県聴覚障害者協会副理事長兼常任理事
◎※高橋 脩	豊田市こども発達センター長
都築 裕之	愛知県セルフセンター副会長
※土本 隆幸	公募委員
土屋 葉	公募委員
※徳田 清純	愛知県精神障害者家族会連合会副会長
長谷 由香	愛知県重度障害者団体連絡協議会会長
野田 正治	愛知県医師会理事
松隈 知栄子	弁護士
※武藤 久枝	中部大学現代教育学部教授
横江 淳一	蟹江町長（愛知県町村会副会長）
※渡辺 久美子	愛知県盲人福祉連合会